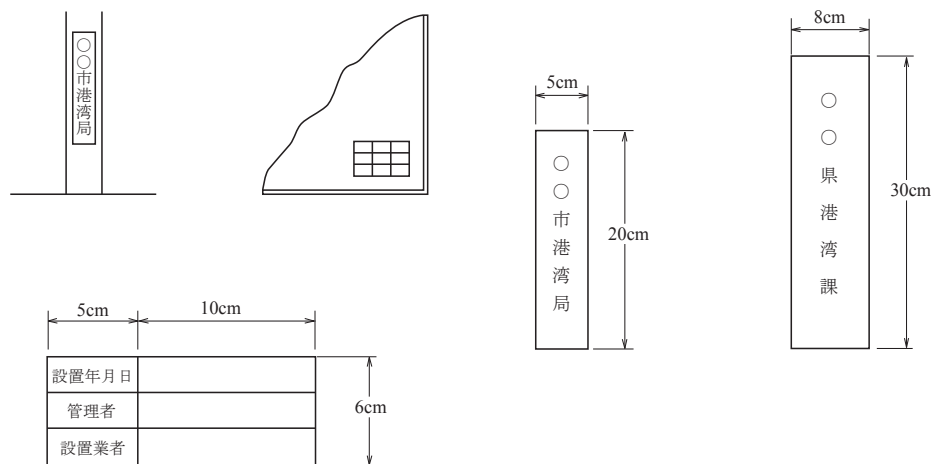


(7) 管理者名の銘板の例

管理者名を記入する銘板の例を図－9.16.15に示す。



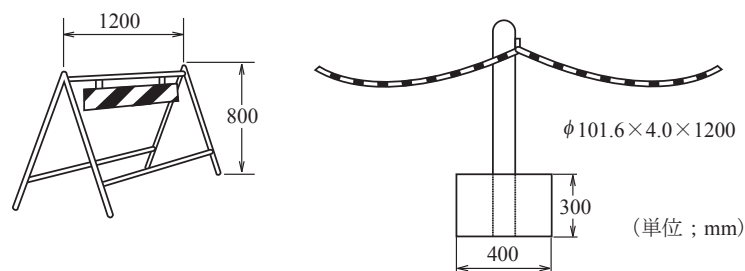
図－9.16.15 管理者名の銘板の例

9.16.7 防護柵

防護柵は、設置場所の条件を考慮して、十分安全を確保できるものとする。なお、防護柵の設置にあたっては、**防護柵の設置基準・同解説平成28年改訂版²⁷⁾**等を参考にすることができる。なお、幼児や児童も含めて、不特定かつ多数の者の利用が見込まれる場合における転落防止柵の構造形式や諸元等については、必要に応じて【施】第4章14.8親水性護岸及び【施】第4章5親水性防波堤を参考とすることができる。

9.16.8 バリケード

バリケードは、移動が容易で、かつ移動の際損傷を受けにくい構造とすることが望ましい。バリケードの例としては図－9.16.16のようなものがある。



図－9.16.16 バリケードの例

9.17 消防設備及び警報設備

9.17.1 一般

(1) 消火設備は、**消防法**（最終改正：平成27年法律第66号）、**消防法施行令**（最終改正：平成27年政令第421号）、**消防法施行規則**（最終改正：平成28年総務省令第60号）等に基づいて設置する。

(2) 一般に、警報設備として、異常時に周辺及び関係機関に警報を発するために必要な設備を設ける。